

定例教育委員会

- 1 日 時 平成 27 年 2 月 16 日（金） 午後 5 時 30 分から午後 7 時 30 分
- 2 場 所 磐田市役所西庁舎 3 階 特別会議室
- 3 出席委員 青島美子委員長 杉本憲司委員 田中さゆり委員 飯田正人教育長
- 4 出席職員 教育部長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長
中央図書館長 文化財課長 市民活動推進課長
- 5 傍 聴 人 0 人

教育委員会が決定したもの（議決事項）

1 学習等供用施設竜洋会館館長の委嘱について

< 市民活動推進課長 >

例年、この時期に公民館の館長の委嘱をお願いしておりました。公民館については、来年の 4 月から交流センターとして衣替えをしていくということで、社会教育法に基づく公民館から社会教育法に基づかない交流センターに切り替わります。これから交流センターのセンター長については、市の嘱託職員に身分替えをしていきます。したがって、委嘱は必要ありません。しかし、1 か所それによらないところがありますので、今回委嘱をお願いするものです。学習等供用施設竜洋会館は、竜洋地区の掛塚地内にあります。旧竜洋町により昭和 54 年に生活環境整備・生活の安定・福祉の向上に寄与することを目的に設置をされた施設で、現在公民館と類似した利用をされております。平成 27 年 4 月から公民館を交流センター化することについて、竜洋地区の自治会等と協議・調整をしてまいりました。この中で、当該施設につきましては、未耐震であること、1 階部分は磐田市商工会竜洋支所が入っていることなどがありまして、竜洋地区内の交流センター施設など活動拠点の在り方等も含めて継続検討となりました。平成 27 年度については、学習等供用施設竜洋会館は現行どおり運営をしていきます。つきましては、現館長である坂口博彰さんを再任でお願いするものです。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

2 磐田市立認定こども園保育料等徴収条例施行規則の制定について

< 幼稚園保育園課長 >

前回の定例教育委員会において条例を審議いただきまして、2 月議会に条例を上程しております。その条例の施行にあたって、必要な事項を定めるものとして今回の条例

施行規則を制定するものです。認定こども園3園が来年度から始まります。その3園で徴収する保育料等についての徴収根拠を定めるものとなっております。徴収、減額、免除につきまして、幼稚園枠の子どもについては幼稚園保育料の規定を準用するということが規定されております。また、第3条につきましては、納期について規定をしております。毎月25日としており、幼稚園・保育園と同様としております。第4条については還付の規定です。附則では施行期日平成27年4月1日から施行する規定を定めています。また、通園バス使用料の特例措置として福田こども園に通園する園児であって福田地区に住所を有する場合は、平成27年度から平成32年度までの6年間については使用料を免除する旨の規定をしております。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

3 平成27年度磐田市の教育の概要について

< 教育総務課長 >

11月定例教育委員会以降、御協議いただきさまざまな御意見を伺ってきましたが、本日議案として提案させていただきます。前回、1月の定例会で出された意見に対する修正を含め、その後の加除修正として、表紙下の点線の枠内に3点あります。一つ目は平成26年度実績値と平成27年度目標値を記載しました。二つ目は「いじめ防止対策の推進」では、四角の枠の中の方針や説明部分の文章に、「いじめ撲滅サミット」のことや「いじめ防止等対策推進条例」を制定し取り組むことを記載し、いじめ防止対策をより推進することを明記しました。それに合わせ「取組1」の内容を修正しました。三つ目は「新教育委員会制度について」では、用語について「総合教育会議」と「大綱」についての説明を加えました。内容について御意見をいただきたいと思います。今後の予定としては、大きな変更がなければ2月18日(水)に印刷業者へ原稿を渡し、数回の校正ののち3月23日(月)の完成、4月1日には各校に届くようにしたいと考えています。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

一同同意

審議の結果、本議案は承認された。

各課から報告したもの（報告事項）

(1) 幼稚園保育園課

3月21日に福田こども園が開園するというので、現在の福田地区内の3幼稚園と1保育園が閉園していくこととなります。その関係で3月21日に閉園式を一齐に同じ時間に行うということで教育委員長・教育長に御出席いただきたいということで事務局を通してお願いをしております。3月15日に福田こども園竣工式を執り行うこととなりましたので御報告いたします。

< 質疑・意見 >

なし

(2) 教育総務課

要保護及び準要保護児童生徒の認定状況ですが、2月1日現在で前回報告の11月との比較では、小中学校合わせて要保護が32人から35人となり3人増、準要保護が662人から676人で14人増、合計で694人から711人となり17人の増となっています。なお、25年度末の認定人数との比較では、41人の増となっています。特別支援学級児童生徒就学奨励費の認定状況は同じく2月1日現在で前回11月から人数の増減はありません。7ページをお願いします。

実施済み事業として第3回豊岡東小、豊岡北小統合準備委員会を1月30日豊岡東公民館にて準備委員と豊岡東小保護者合わせて36名の出席をいただき開催いたしました。教育・通学・PTA・事務・式典の5部会の経過報告を行い承認いただきました。全体会に引き続き閉校式運営委員会を開催し、3月22日の閉校式について御協議いただきました。次に、2月2日に森町文化会館にて行われた三市町教育委員懇談会はコミュニティ・スクールや地教行法改正に伴う取組、不審者対応、教育委員会訪問等各市町の実施状況から意見交換を行いました。予定事業としては、今週末2月21日に磐田市民文化会館で県P連磐田大会があり、3月22日に豊岡東小学校閉校式を行います。

< 質疑・意見 >

なし

(3) 学校給食管理室

「平成27年度磐田市学校給食物資納入業者の指定について」です。学校給食物資納入業者の指定につきましては、「磐田市学校給食物資購入規則」にのっとり行っておりました。第2条第1項において、「学校給食施設において使用する物資を納入しようとする業者は、毎年度、磐田市教育委員会が指定する日までに学校給食物資納入業者指定申請書に必要書類を添えて提出しなければならない」と規定されています。また、第2項では、「給食物資納入業者の指定は、教育委員会において、適格と判定された業者に学校給食物資納入業者指定書により通知する」と規定されており、適格かどうかの判

断基準は第3条において4点規定しており、その全てに該当するものとしています。

まず1点目は、市内若しくは近隣市町に営業所又は店舗を有し、給食物資の生産、製造、加工又は販売を行っている者であること。2点目は、磐田市学校給食条例第2条第2項において、「学校給食は磐田市立学校の園児、児童、生徒、教員その他給食を受ける者に実施される給食をいう」と規定しており、これに対応可能な販売実績を有している者であること。3点目は、指定する日時及び場所へ確実に納入し、緊急な需要に即応し得る設備能力を有している者であること。4点目は、所在する市町の税を完納している者であることとしております。今回、平成27年度分として、これまで納入実績のあった業者等を中心に、12月1日から1月10日までの期間で募集を行い、その結果、資料に記載の76件の申請があり、それぞれの申請者について審査をし、いずれも判定基準を満たしており適格と判断されたため、2月4日に開催をいたしました「第3回磐田市立学校給食運営委員会」において御審議をいただき、承認をいただいております。なお、申請の状況についてですが、平成26年度は76件の業者が指定されておりますが、このうち、4件の業者が申請を辞退し、新たに4件の業者が申請をしたことから、差し引きで26年度と同様の76件となっております。辞退者の主な理由についてですが、廃業の申し出が1件、その他は、配送手段や価格面での問題、また、体調不良などとなっております。また、新たに申請のあった4業者のうち、昭和製氷株式会社と日本食研株式会社浜松営業所の2件は、過去に指定業者だったもので、今回、再申請となっております。同じく株式会社発芽玄米と、有限会社今村製パン所は、今回初めての申請となっております。株式会社発芽玄米は、平成26年の2月に浜松市から新たに福田に工場を構え、遠州産の発芽玄米等を製造・販売している会社で、有限会社今村製パン所は、袋井市の高尾にあり、現在、袋井市の学校給食においてパンを提供している会社です。なお、いずれの業者も、保健所が行っている食品衛生監視に係る調査において基準を満たしております。

次に、月例報告の実施済事業として、「平成26年第3回磐田市立学校給食運営委員会」についてですが、2月4日の午後7時から、西庁舎3階会議室において開催をいたしました。当日は、11月5日に開催をした第2回運営委員会で持ち越しとなっていた「平成27年度磐田市立幼稚園・認定こども園の給食実施日数及び給食費」のほか、先ほど説明した「平成27年度学校給食物資納入業者の指定」について御審議をいただき承認を得たほか、今年度の4月から1月までの栄養摂取状況及び喫食状況について、報告をさせていただきました。次に、予定事業として、8の「平成26年度第2回学校給食関係職員全体研修会」についてですが、この全体研修会は、学校給食における職員の衛生意識の高揚や調理に関する知識の向上を図ることを目的に、毎年8月と3月の年2回開催をしております。各給食センター及び単独調理場に勤務する全ての栄養教諭や学校栄養職員、調理職員、給食調理等委託業者など約180名を対象に、3月24日火曜日の午後2時から、アミューズ豊田のゆやホールで開催をいたします。研修の内容につき

ましては、まず、学校教育課の歯科衛生士により「歯と口の健康から始める食育」と題して講話を行うほか、1月22日に竜洋中学校で行われた県教育委員会による「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」を終えて、竜洋中学校の栄養士と副主任調理士が改善発表を、また、学校給食管理室の栄養士により「磐田市におけるノロウイルスマニュアル」について説明することとしています。

< 質疑・意見 >

なし

(4) 学校教育課

「磐田市公立学校に勤務する県費職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」の一部改正についてです。様式1号「自家用車使用承認申請書」の下段、任意保険の保険金額のうちの「搭乗者傷害」を「搭乗者に対する保険」に変更するものです。改正の趣旨といたしましては、保険会社によっては同様の補償で異なる名称の保険があるため、このように改正をさせていただきました。次に、「磐田市公立学校に勤務する県費職員の自家用車の公務使用に関する取扱要領」の一部改正についてです。自家用車の所有方法として新たにリース契約があることから、第2条の「自動車購入代金未払い」を「自動車購入代金未払い(リース契約の場合も含む)」に付け加えをさせていただきました。次に、「磐田市立小・中学校学籍事務取扱要領」の一部改正についてです。県の規則の一部改正により委員会名が変更されました。それに伴い第10条のうち、「磐田市就学指導委員会」を「磐田市就学支援委員会」に変更するものです。次に、月例報告についてです。実施済事業のうち、磐田市費負担教員採用選考2次試験についてですが、1次試験合格者42名・B区分11名の53名による面接試験として個人面接と集団面接を実施いたしました。採用予定者は23名、小学校14名と中学校9名程度を見込んでいます。正式には3月25日をもって学級数が決まりますので、そこで正式に任用人数が決定いたします。

次に「磐田市小中一貫教育実践報告会」についてですが、冒頭、教育長からも報告がありました。本年度は5学府の実践発表と新たな試みとしてポスターセッションでの発表と学府間の情報共有の取組が図られました。来年度も今回と同様に実施していきたいと考えておりますが、何らかの一工夫を行って、外部にアピールできるような報告会にできれば良いと考えております。予定事業ですが、2月20日に第3回ふるさと礎プラン研修会を実施いたします。経験3年目までの若手教員を対象に講師の石森恵美氏による「言葉の与える力」の講話とともに各教員の1年間の振り返りをしていくということで予定しております。

< 質疑・意見 >

Q 先日、地元の豊岡北小学校に出向き、2月9日から13日まで行われた子どもたちの児童交流週間を参観してきました。たまたま豊岡東小学校の校長先生もお見えになられていまして色々なお話ができました。私が読んだのは静岡新聞ですが、記事では子ど

もたちが非常に前向きな発言をしていて、うれしくなっていて行ってみようという気持ちになった訳です。4年の3時限目のグローバルコミュニケーションの授業を見させていただきました。さすが子どもたちの適応能力は早いという感じがしました。この4日間を通しての総括的なコメントとして情報は入っていますか。

A 今のところ、総括的なコメントは入ってきておりません。次年度、教育長の指示の下に人的な部分でいかにケアしていったら良いかということを考えているところです。早速、校長に連絡を取って状況把握に努めていきたいと思えます。

これは、大人の視点というよりは、子ども自体の問題となる訳ですね。そういう意味では、現場の4日間で得た受け取り方というのは大きな前進に向かう力の一步になるのではないかと思います。

豊岡東小と豊岡北小の統合に向けての交流事業について、昨年度、いつの時期にどのぐらいの回数を行ったら良いのか議論になりました。先進事例である浜松市の小学校から校長が情報収集しまして、やはり子どもたちの適応能力はかなりあるため、統合間近の2月に集中して交流事業を行った方が効果的ではないかという情報もいただいたものですから、今回のように2月にまとめて交流をする形で計画し実施したと聞いております。

非常に良い取り組みであったと思っています。3月11日に豊岡北小学校の児童全員が豊岡東小学校に行って1日過ごして体験するという事で案内をいただきました。1つの学校が終わるといふことの感慨深いものがあるのかもしれませんが、非常にうれしい思いで授業を見させていただきました。

先日金曜日に私も教育部長、教育総務課長の3人で行ってまいりました。月曜日、火曜日、木曜日までは保護者がお見えになっていて、保護者の方は金曜日には来られていなかったようです。6年生が感想を書いていました。

6年生は3月11日の豊岡北小学校の児童が豊岡東小学校に来るときに、どんなことをしたら良いか話し合っていて、先生方も非常にうまくやっているなということを感じました。また、両校長からは低学年はすぐに打ち解けるのだけれども、高学年に行くにしたがって少し打ち解けるまでは時間がかかるという御説明もありました。

(5) 中央図書館

実施済事業の中で2月4日に図書館協議会を開催いたしました。委員10名のうち8名が出席し傍聴者はありませんでした。議題といたしましては、平成26年度事業の中間報告、図書館評価、雑誌スポンサーの状況と地域資料のデジタル化事業の内容について報告いたしました。委員の皆様からは現状の図書館事業についての御質問と今年度実施した図書館講座を受けて利用者のニーズを把握し多文化サービスについて検討するなど今後の図書館サービスの充実につなげるようにとの御意見をいただきました。特に大きな課題となるようなものはありませんでした。次に実施予定事業についてですが、

竜洋図書館におきまして3月7日10時半から「ようこそ ものがたりのせかいへ」と題して絵本の読み聞かせとストーリーテリングを行います。また、中学生ビブリオバトルは初めての試みで、城山中学校と磐田第一中学校の中学生5名が本を紹介します。一人5分ぐらいでそれぞれ自分が面白いと思った本の紹介をして、その発表に関するディスカッションの後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者に問いかけて参加者が投票をして最も多くの票を集めたものをチャンプ本に決定します。これは城山中学校・磐田第一中学校の先生方の御協力による企画です。図書館としては会場の提供とともに、多くの皆様の参加を呼び掛けているところです。本県においても大学図書館でビブリオバトルを開催しているところがありますが、中学生が挑戦するというのは珍しい取り組みです。いわゆる書評合戦ですが、中学生がどんな本をどのように紹介してくれるかとても楽しみにしています。

< 質疑・意見 >

Q 中学生のビブリオバトルについてお伺いしたいのですがこのイベントは面白そうな企画だと思います。誰でも自由に見に行けるのでしょうか。また、申込みは必要でしょうか。

A 発表は中学生が行いますが、参加者は誰でもお越しいただけます。特に申込みは必要ではありません。直接会場にお越しいただければと思います。

(6) 文化財課

「磐田市歴史文書館・管理運営要領の一部改正」について御報告します。歴史文書館の業務遂行上、要領の改正が必要となりましたので、今回その一部を改正するものです。なお、施行は27年4月1日からを予定しています。管理運営要領中、「文書等の閲覧と複写」に係わる部分の(6)に、「資料の掲載許可について」の規定がありますが、これまで、歴史文書館で扱う資料を図書・広報誌等に掲載する場合は、「出版掲載許可願」を提出することとしておりましたが、この規定の後に下線の文章を追加するもので、『許可願を受けた場合は内容を確認し、その可否を伝え、「可」の場合は別に定める様式により、「出版掲載許可書」を交付する』を追加するものです。これまで、口頭での対応で済ましておりましたが、許可書を発行することでその事務処理が確認でき業務の透明性を確保することを目的に改正するものです。

引き続き、月例報告を行います。資料は28ページです。実施済み及び実施予定事業については記載のとおりです。はじめに、実施済み事業の重点事項について2件、補足説明をします。

1点目は、No3、歴史文書館運営審議会についてですが、1月27日に開催され主に来年度の事業計画について御審議いただきました。恒例となっている企画展の開催や歴史資料の収集・保存等について御意見を頂きましたが、いずれも原案のとおり御承認をいただきました。

2点目は、No10、竜洋西小学校の歴史文書館企画展見学会についてですが、2月4日、

竜洋西小学校の6年生に現在行っています「よみがえる‘遠州の小江戸’掛塚湊繁栄の軌跡」と題した企画展を見学して頂きました。注視すべき点は、この見学会の対応に職員ではなく地元の有志の方(教員 0名、郷土史家の2名)がガイド役を担当して頂いたことで、地元の子どものために一役かっただいたこと。子どもたちも掛塚の町の変化に大変興味を示していたと聞いております。

次に、予定事業についてですが、はじめに No1「文化財課の冬季企画展」の開催です。本企画展は恒例となっておりますが、冬季は開催場所を中央図書館から豊田図書館に場所を移し行うものです。今回は、「建てる・住む・生きる」をテーマに、市内に残る建築物にスポットを当て、人々の生活の移り変わりや建物の紹介など様々な視点で捉えている企画となっております。3月1日まで開催されます。次に No2、磐田市ボランティア連絡協議会竜洋支部への出前講座です。ボランティアグループに所属している会員を対象に、歴史文書館が実施する企画展の題材を活用して出前講座を行うものです。掛塚湊と天竜川の歴史的な結び付きや掛塚祭りや地域の歴史についての学習会を行います。次に No7、「津倉家住宅」の一般向け見学会の開催です。昨年末(12/20・21)、まずは地元市民を対象に見学会を開催しましたが、今回は一般の方を対象に行うものです。既に広報いわた等で案内を出しておりますが、多くの参観者が来てくれることを願っております。

< 質疑・意見 >

Q 前回、委員が歴史文書館の企画展について土・日・祝日の開館ができないか質問があり検討する旨の回答があったかと思いますがいかがでしょうか。

A 結局、歴史文書館の企画展に行きたくても、土・日・祝日は休館で、平日も9時から16時30分までとなりますと行けない方が大勢います。竜洋西小の子どもたちは授業の中で企画展見学を位置付けたので行けるようになった訳ですが、様々な会合において企画展の案内があっても平日も9時から17時までとなりますと、一般の働いている方は行けないこととなります。こんなに長い期間を開催しているのであれば1日のどこまでいいから土・日・祝日開催にさせていただくと大勢が見に行けるのではないかと前回の定例会で申し上げました。

2月14日から3月1日にかけて実施している文化財課企画展「建てる・住む・生きる～磐田の建物～」では、土日も開催しております。土日は職員が詰めて、土日以外は図書館職員にお願いをしているところです。歴史文書館についても前向きに検討していきたいと思っています。期間中、毎回という訳にはいかないかもしれませんが、その期間中、土日指定して対応するなど考えていきたいと思っています。ただ、歴史文書館は竜洋支所の建物内にありますので、施設のセキュリティの問題など対応が必要な部分はあります。

中学校もせっかく近くで開催しているのに全然見に行けないという状況もありますので是非前向きに検討をお願いします。

協議事項

・「磐田の教育」道しるべの啓発について

1学期の終了後にアンケート調査を実施し、先日、委員の皆様に取り組等を羅列した資料を配付いたしました。そこから絞り込んで、今回の資料を作成いたしました。まず、職員に対しては学校教育目標と関連させての活用であるとか、職員の打合せ時に、校内研修・打合せ・職員会議・校長だよりなどでの呼び掛けや紹介、また職員室内と出入口ドアに掲示や唱和、各学校でこのような形で啓発をしております。また、児童・生徒に対しては、朝礼・会礼・終業式等の学年会などにおいて口頭でのお話として道しるべを使い事例を挙げているところもありますし、拡大コピーして昇降口に掲示をすることやパネルにした掲示物を作成するなど各学校において色々な実践をしています。地域・保護者につきましては、26年度は元々教育委員会・学校に対してお願いをした部分がございますので、校長室や職員玄関に拡大コピーでの掲示、学校運営協議会・学校協議会での説明、PTA総会、学年・学級懇談会、学校だよりの掲載等での実践事例が報告されています。

27年度に向けてどのような啓発活動を行っていくのか御協議をいただきたいと思ひまして、資料として出させていただきます。来年度予算では、学校配当予算として各学校に5万円を道しるべの啓発活動として需用費(消耗品費)として計上しております。学校で5万円をどういった活用をするのか、学校でアイデアを出していただくということになります。また、いじめ防止サミットの時にいじめ防止スローガンを木枠で作らせていただいて、各学校の玄関などに掲示をしていただいておりますけれども、そういったものを参考にしながら、事務局費で予算計上をしております。

教育長から指示をいただいた中で、カレンダーを作成するというアイデアも出てまいりまして、今検討しているところです。上部に道しるべの12訓と下に4月から始まるカレンダーを付けるという構成で作成をして、各学級に掲示していきたいと考えています。これについては、今年度予算で対応する予定です。今はデザインを検討しており、次回の臨時会において皆様の御意見をいただけるよう準備をしております。委員の皆様から御意見をいただければと思います。

< 質疑・意見 >

Q こども憲章との関係はどのようになっておりますでしょうか。こども憲章も同じようにカレンダーを出すと聞いておりますがいかがでしょうか。

A こども憲章のカレンダーは、月単位のものと聞いています。これから制作となりますので28年1月からとなると思います。道しるべのカレンダーとは時期がずれてくると思います。新年度からのスタートではないということです。

最初の頃に市長は、こども憲章と道しるべを一緒にPRしようとおっしゃったのですね。道しるべは学校を中心に広めていこうということで進めてきたと思います。今の

お話でありますと先に道しるべの方でPRとして動いて問題ないですね。

こども憲章の行動指針と道しるべの内容は重なる部分があると思います。行動指針の検討の中でどうしても必要な部分削れない訳で、重なっても良いのではという意見が多く出てまいりました。そうすると、道しるべとこども憲章の行動指針とが入り混じることになってしまうというのではないかという危惧はあると思います。そのようになるよりも、学校サイドで道しるべをpushさえていただいて、こども憲章については子供だけでなく保護者・地域でも活用をしていけるものであれば良いのではと思います。

一保護者として子どもが学校に行っていたとして、学校から持ってきたのは道しるべ、市で盛んにPRしているのはこども憲章となると、市でばらばらのことをやっているのではないかと感覚になると思います。やはり、PRの仕方を統一して、道しるべとこども憲章を出していければ良いと思いました。また、最初の大前提としては重ならないというように思っていました。

そのことは教育部としてもこども部に伝えているところですが、結果的には混乱するのではないかという危惧があって、重なっても仕方がないということとなりました。

市長は、道しるべが憲法や法律のようなものであれば、こども憲章は条例のようなものだとおっしゃっていました。別々の方から違うものが入っていくと、一般の方からすると、磐田市は市が行っていることと市教委が行っていることがバラバラで出しているのではないかと思わないかという危惧があります。

御意見はわかりますが、逆にいえば、一緒に出して別々のものが入っているというもどかなのかなということも思います。道しるべはどちらかというと家庭というよりも、学校での教育に活用するというを中心にして考えています。

道しるべには、結構難しい言葉が入っています。親にもこれは読んでもらいたい。大人にも通用するものであり、私は生涯をかけて心の中に留めてほしいと思っています。他の市町の方に道しるべを見せたときに自分の会社で広めたいからといって興味を示した方もいました。また、大人への啓発でも十分に通用すると言われた方もいました。

そもそも、道しるべ策定にあたっては、磐田市の教育とは何かということから入っていった訳です。磐田市の教育とは、子どもが生まれて生涯学び続けるという教育施策があります。それに教育委員会の目標である「ふるさとを愛し 未来をひらく 心豊かな磐田市民」は、子どもだけでなくみんなの教育というかいわゆる磐田に住む教育に携わり教育の場にいる人々の基本の考え方がここにあるということです。そのための道しるべが欲しいということで、何も学校だけに限定したものではない訳です。教育というといつも子どもに向けて教育するという考えになるけれども、先生、親も含めて自分自身を振り返って自分を育てていくという部分に視点をずらしていくことが必要です。そうでないと、これはどこに向けていくのかという話になってしまいます。

具体的な手立てはとりあえず置いておくとして、磐田の教育は子どもだけではなく磐田市民が対象となります。そういう視点から見ると、道しるべの12の言葉はどれも

が重たいと思いますし、目指していく方向にあると思います。対象は学校だけのものではないと思っています。ただ、こども憲章はこどもを対象としておりますので、磐田市教育委員会としては教育委員会の目標で「ふるさとを愛し 未来をひらく 心豊かな磐田市民」としておりますので、道しるべの方が対象は大きいのではないかと考えております。ただ、こども憲章と道しるべが出てくると学校が混乱するのではないかという危惧がありまして、難しい問題であると考えております。

この道しるべの言葉について、先生がどんな話をしていくかということだと思えます。例えば、理科の先生であれば、理科の授業の中で道しるべの「宇宙・自然への畏敬の念をもつこと」を題材にしてたびたび話をしてくれれば、積み重なっていくと思えますので、その点は大きいかと思えます。息の長い取組をしていくことと、現場の先生方が道しるべを自分のものにしていくまでには時間が掛かると思えますので、逆にこども憲章ができれば道しるべに先生方の注目が集まるかもしれません。検討会に集まっていた先生方にも知恵を借りていく必要があると思えます。

こども憲章も「磐田の教育」道しるべも、いずれも対象も内容も同じだと思えます。こども憲章は市民投票で選ばれておりますので、一般市民への周知が早いという面があると思えます。また、「磐田の教育」道しるべは、教育委員会を中心に現場の先生も集まって、こうなるべきだというものを示したものでありますし、単なる意見の集約ではありません。今、大人も対象であるという話も出ましたが、やはり、その子どもたちが成長したときに道しるべとなるものにするということがあったと思うので、その点に重点を置きたいと思えます。今の子どもたちが成長して大人になったときに引き継いでいければという点に重きを置いていけば良いのかと思えます。だからこそ、こういう言葉を使いながら、今の子どもには分からないけれども、大人になったときに分かるというようなスタンスが良いのではないかと認識しています。こども憲章は合併 10 周年事業として位置付けられており、一方、「磐田の教育」道しるべは地に足つけた形で徐々に広めていくということも考えとしてあるのではないかと思えます。

色々な場所で、「磐田の教育」道しるべの言葉を言い続けていくことが必要であると思えます。

「磐田の教育」道しるべを作って終わりとなることが私たちにとって最もつらいところです。こども憲章だけ続いて行って、道しるべだけ忘れ去られていくということがないようこれからも機会あるごとに道しるべの啓発活動を続けていくことが必要だと思えます。

こども憲章は家庭の教育力も落ちていくところを地域ぐるみで子どもたちを支えようではないかというコミュニティの行動指針というように感じます。一人が生まれて死ぬまで厳粛な命の成長を含めて一人の人間として巣立って成長していく中で毅然と燦然と輝くのは道しるべであると思えます。こども憲章と道しるべの両方を競わせるとかえって市民が混乱してしまうのでやめた方が良いのではないかと考えております。

そのように考えると、こども憲章と道しるべは一緒にPRするという事はしない方が良いということですね。

多分、こども憲章は、学校現場への啓発というよりも、今の市長の考えでいくと交流センターに注目をしているいろいろな活動の場・地域の窓口にしたいという思いがあります。一方では、交流センターでは何を行うのかということもありますので、そういったところで中心的に啓発が進むのではないかと思います。学校現場では子どもたちにすぐに渡せるという便利な部分もあるので、そこは渡せるものは渡すというのはスタンスで構わないのですが、現場としてどう使うかという部分は教育委員会の道しるべをメインに使っていただくということを確認すれば良いのかなと思っております。

道しるべは心に残したい言葉であり、こども憲章は今月の目標・めあてを示すような位置づけであると思います。

教育長は校長会でも道しるべのお話をしてくださっているということから、校長先生方は御理解をいただいていると思いますが、もう少し現場の先生方に理解していただいて、道しるべのもっている言葉の意味を捉えて子どもに示して共に成長していくというところをしっかりと位置付けていくための議論をしていく。それをいままでは地域・社会・コミュニティ・自治会まで含めて考えるところがあったのだけれども、それはこども憲章に任せてしっかりと責任をもって子どもの成長を見ていくということなどしっかりと位置付けていく。ただし、位置付けていくというのは難しい面はあると思います。

以前、磐田の教育の歴史について資料を調査したことがありまして、その当時の教育では声に出して読むということがありました。そういったことを考えると、今、学校訪問に行っても、授業中、子どもたちの声が聞こえないという面があるのではないかという感じがしている訳です。そういう意味では教育委員長がおっしゃるように、理解の有無は別にして、声に出して読むという行為が重要だと思います。昔は「四書五経」という難しい本を今でいう小学校高学年から中学生ぐらいまでの子どもたちが読んでいた訳です。そう考えると、声を出して読むという意味では学校現場が最もふさわしいと思っています。その位置付けについては、ここの場というよりも、制定したときの検討会の先生方を含めてそういった場で検討することも必要ではないかと感じました。学校だけに特化していくということです。

道徳に関する様々な良い話とこの道しるべを関連付けていけば、子どもの道徳観を育てることになると思います。例えば冊子にして配付することなどにより、それを使って教師も子どもに自分の経験ではなくて道徳の話ができると思います。冊子も内容を見直し、改訂するなどしてバージョンアップしていけば長期間で浸透していくのかと思います。

やはり道徳教育は価値があると思います。例えば、「勤労・勤勉を喜びとすること」では、勤労・勤勉は大切なことなのだけれども、それを教師が押し付けでこれが大事だということではなくて、議論をする中で勤労・勤勉の大切さを子どもたちが見つけてい

くっていく過程を大事にしていくということで、価値や目指すものがなければ道徳の授業は成立していかないと思います。今後、文部科学省から学年に応じた道徳的価値の項目が出てくると思います。この「磐田の教育」道しるべを作った際にも、議論の中から大事なことはこういうことだということがまさに価値ということだと思います。いかに子どもたちを育てていくのかということが教育なので、身近に接している教師がどの程度「磐田の教育」道しるべを使っていくかということが生きていくことになると思います。

子どもたちの心の中に道しるべが根付いて行ってくだされれば、大人になってからも生涯に渡ってこれは生きていくと思うので、その方向で進めていければと考えています。

先程、御提案をいただきましたが、小中学校の校長先生・幼稚園の園長など選定メンバーに入っていましたので、現場の事情も考慮しながら、教育委員・選定メンバー・事務局で集まって、現状と今後の方向性を検討する場の設定を考えていけば良いのかと思っています。

確かに、もう一度振り返る場を設定し、これまでの課題と今後の方向性を検討する必要があると思います。